

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における充実（2016～2021年度）

【背景】

- これまで、幼稚園における預かり保育の充実を図るため、幼稚園の様々な課題に対応して、補助単価の増額や長時間化・通年化、質の向上に係る加算創設等を順次実施。
- 2019年度に創設した保育体制充実加算は、長時間の預かり保育・長期休業中の預かり保育を行う園にとって、要件が厳しく単価が不十分。
- 今般、質を伴う預かり保育を、長時間行う幼稚園への支援を強化する観点から、保育体制充実加算を充実。

新

【2021年度の新たな措置】

保育体制充実加算の増額と要件弾力化

現行と同じ要件を満たす場合は現行の2倍の加算額、現行の要件を満たさない場合でも、弾力化後の要件を満たす場合は現行の加算額と同額とする。

- ①教育・保育従事者を**すべて**保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする（現行と同様）
→ 年額 **2,892,400円** 【**倍増**】
- ②教育・保育従事者の**2分の1以上**を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする【**要件弾力化**】
→ 年額 1,446,200円

【参考】これまでの充実策の流れ

